

稚内北星学園大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

稚内北星学園大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、稚内北星学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を早急に改善し、平成 26(2014)年 7 月末に認証評価時以降の財務状況に関する報告書(根拠資料を含む)を提出すること。

II 総評

大学は、昭和 62(1987)年に設置した「稚内北星学園短期大学」を改組転換して、平成 12(2000)年 4 月に、情報メディア学部情報メディア学科の単科大学として、北海道稚内市に設置したものである。平成 21(2009)年には、同学部に地域創造学科を設置し、現在は 1 学部 2 学科体制である。校地・校舎・施設など、大学設置に必要な経費は、道北地方の教育水準の向上及び地域社会の発展を図るということから、全て稚内市と地域住民が負担しており、北海道で最初の公設民営大学と称している。短期大学設置時に、札幌市にある学校法人北星学園が設置認可申請手続きなどの支援をするとともに、学長を派遣するなど、人的支援をしたが、現在は、特段の関係はない。

学生数の減少に伴う経営状況の悪化を改善するため、平成 21(2009)年 6 月に、「学校法人稚内北星学園 経営改善計画(平成 21 年度～平成 25 年度)」(5 か年)(以下、「経営改善計画」という。)を策定し、入学定員の見直し、学生募集体制の強化、人件費を含めた管理経費の大幅な削減を図るなど、法人の経営状況の抜本的な改善に向けて、同計画を実行中である。

建学の精神である「地域社会に貢献し、キリスト教精神の根底にある人間の自由と尊厳を重んじ平和を愛する人材を育成する」については、寄附行為及び学則に明記するとともに、建学の精神を踏まえて、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー、ディプロマポリシーを、学生に配付する「学生生活のために」「大学案内」「入試要項」などに明記し、学内外に公表している。

学部以外の教育研究組織として、3 つの資格課程を設置して資格取得に資するとともに、国際交流センター、生涯学習センター、「地域創造支援センター」を設置して、各種連携協力事業を推進している。教養教育については、「教養教育科目会議」を設置して、適切に実施している。

学部及び 2 学科の教育目的が明示されており、教育目的達成のため、カリキュラムポリシーに基づき、「教養科目」「学部共通専門科目」「学科専門科目」の 3 領域でカリキュラムを編成している。

稚内北星学園大学

入学者選抜については、アドミッションポリシーに基づき、受験生の多様なニーズに対応するとともに、入学試験委員会などで適切に実施しているが、過去5年間の入学定員充足率は極めて厳しい状況であり、入学者確保方策の検討が重要である。

専任教員数及び専任教授数は、設置基準を満たしており、教員の採用・昇任については、学内規程に手続き、基準が明記され、適切に運用されている。

平成21(2009)年度に、事務組織の改編を行い、従来の教務課、学生課、入試課、就職課を統合して、「学生支援課」を設置し、教育研究支援体制を強化したが、職員の資質向上のための研修、SD(Staff Development)などの取組みは、十分とはいえない。

大学の危機的状況を打開するため、平成19(2007)年11月に「経営改善計画作成委員会」が学内に設置され、理事長についてはそれまでの非常勤から常勤(学長兼務)とするとともに、理事メンバーを地元から選任することとする改革を行い、理事会構成メンバーを刷新した結果、迅速な意思決定がなされるようになった。教育研究活動などについて点検・評価を行うため、「自己点検・評価委員会」を恒常的に置き、自己点検・評価結果については、その全体をホームページ上で公開している。

会計処理については、学校法人会計基準に基づき適切に処理されており、会計監査も公認会計士により、適正に行われているが、財務については、厳しい状況が続いている。

教育研究目的を達成するために必要な、校地・校舎などの施設設備は、十分に確保されており、それらの維持、管理などは概ね適切であるが、長期改修・修繕計画の策定が期待される。

教室、講堂、体育館などの大学施設を、校務に支障のない限り市民に貸出すとともに、大学図書館を一般市民に開放し、学生と同様の曜日、時間帯で利用させている。専任教員を稚内市の各種審議会や委員会を始め、公的な性格を持つ団体の委員や、稚内市内の高等学校講師として派遣するなど、大学と地域社会との協力関係を適切に構築している。

社会的機関として必要な組織倫理規程は明文化され、適切な運営がなされている。教員の新刊著書、講演などの紹介、報告をホームページ上で公開するとともに、広報誌「時報」に掲載するなど、大学の教育研究成果を、公正かつ適切に学内外に広報している。

入学定員の削減、学科の新設などの努力にも関わらず、入学定員充足率は、極めて厳しい状態が続いている。消費支出比率は、人件費を含めた管理経費の大幅な削減にも関わらず、過去数年間支出超過が続いており、学生生徒等納付金の減少による影響は深刻である。

入学及び収容定員の充足に向けて、一層の努力と「経営改善計画」の着実な実行が緊要である。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

建学の精神である「地域社会に貢献し、キリスト教精神の根底にある人間の自由と尊厳を重んじ平和を愛する人材を育成する」については、寄附行為及び学則に明記し、大学案内、ホームページなどによって学内外に周知するとともに、入学式、卒業式における学長式辞で、建学の精神について訓辞している。

年度初め及び年度の中間期に、学内の教職員全員が参加する「教職員全体会議」が開催され、建学の精神が活動計画、活動経過において、どのように具現化されているかを確認している。

建学の精神を踏まえ、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー、ディプロマポリシーを、学生に配付する「学生生活のために」「大学案内」「入試要項」などに明記し、学内外に公表している。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

設置している学部は、情報メディア学部のみであるが、学部以外の教育研究組織として、教職課程、社会教育主事課程、図書館情報学課程の 3 つの資格課程を設置しており、それぞれ、教員免許状、社会教育主事基礎資格、司書資格の取得に資することとしている。また、国際交流センター、生涯学習センター、「地域創造支援センター」を設置し、教育研究の国際交流、地域社会における生涯学習事業、地域社会の活性化に資する連携協力事業を推進している。

教養教育については、「教養科目会議」が教養教育の諸問題について対応するとともに、運営上の責任を負っている。

教育研究に関わる総合的な意思決定は、すべて情報メディア学部教授会が行うとともに、教授会との適切な関連性を保ちながら、必要に応じて、ワーキンググループや臨時小委員会を設置して、諸問題への対応をしている。教授会や小委員会などには、事務局長をはじめ事務職員が陪席しており、教授会などでの検討事項については他の事務職員などにも周知されている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

学部及び 2 学科の教育目的が明示されており、教育目的達成のため、カリキュラムポリシーに基づき、「教養科目」「学部共通専門科目」「学科専門科目」の 3 領域によりカリキュラムを編成している。カリキュラムは、高度な情報化が進展する現代社会において必要

とされる幅広い教養と、ICT(Information and Communication Technology)スキルを兼ね備えた社会人基礎力の涵養を図り、各人の関心に応じた専門的知識と技能を実践的に活用する力を育成することを目的としている。

また、カリキュラムの運用に当たって、教養教育の充実、4年間にわたるゼミの必修化、キャリア支援施策の設定などに力を注いでおり、学生が自覚的に学習及び単位修得に取り組めるよう、ゼミ担当教員がきめ細かな個別指導を行っている。

特に平成 22(2010)年度より、キャリア支援室及び教務部が「キャリア支援ポートフォリオ」「学習ポートフォリオ」作成を始めており、学期ごとに、一人ひとりの学習計画と到達度を大学側と学生自身の相互で確認することにより、留年及び休・退学者対策を強化した指導体制としている。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神及び教育目標に即した学生を受入れるため、教育組織ごと、入試区分ごとにアドミッションポリシーが明確に示され、大学案内、入試要項及び大学のホームページに掲載するとともに、オープンキャンパスや進学相談会で受験生などに情報提供を行っている。また、実際の入学者選抜においても、アドミッションポリシーに基づき、受験生の多様なニーズに対応するとともに、入試部委員会、入学試験委員会で適切に実施している。

1 年次から 4 年次に至るゼミを必修科目としていることから、ゼミ担当教員を担任として配置することにより、全学生を個別に把握する体制がとられている。また、留学生に対しては、週 1 回チューターによる学習支援を行っている。

学生に対する経済的な支援として、稚内市による「修学資金貸付制度」が設けられているほか、大学独自の減免制度や特待生制度を設けている。

キャリア支援スタッフが、常時学生の就職や進学に対する相談を受付けている。また、学生の課外活動を、さまざまな実践力を培う重要な機会としてとらえ、ボランティア活動、サークル活動などについて、教職員による支援体制を整えている。「道北地域に高等教育機関を」という稚内市他地域の願いにより設立された大学であるだけに、地域の小中学校でのボランティア活動への参加を推進している。また、受験料補助や合格者への報奨金授与など、資格取得への支援体制がとられている。

【改善を要する点】

・過去 5 年間の全体の入学定員充足率が極めて低く、特に平成 21(2009)年度に開設した「地域創造学科」の入学者については、極めて厳しい状況である。「経営改善計画」に沿った入学者確保に向けて改善を要する。

基準 5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

専任教員数及び専任教授数は設置基準を満たしており、教員の採用・昇任についても、学内規程に、手続き、基準が明記されており、適切に運用されている。

専任教員の担当時間に偏りが大きいのが、科目の統廃合や隔年開講、更には担当者変更などにより、格差の是正に努めている。

専任教員には、個人研究費が支給されるほか、学会その他の機会での研究発表を行う場合には、上限を定めた補助を行っており、科学研究費補助金の獲得に関しても、他大学教員との共同研究を含めて努力している。

教員の教育研究活動を活性化するための取組みとしては、「授業公開・検討会」を実施して、教員相互による授業方法改善に取り組むとともに、学生による授業評価アンケートを専任教員が担当する全科目に関して半期ごとに実施し、その結果をホームページ上で学内外に公開している。

基準6. 職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

事務組織は、極めて少ない人数で構成されているが、必要に応じて、業務の一部を外部委託している。更に地元の稚内市からは、さまざまな協力支援を得ており、稚内市教育委員会参事が大学の「経営改善計画」の実行、管理及び共同事業を推進している。

職員の採用・昇任・異動については、就業規則で定められており、手続きについても規程に基づき円滑に運用されている。

外部機関が行う説明会や業務連絡会などへは、積極的に参加し、また、学内外の講師による講演会などを実施しているが、職員の資質・能力向上のための大学独自のSD(Staff Development)の取組みは、十分とはいえない。

平成21(2009)年度に、事務組織の改編を行い、従来の教務課、学生課、入試課、就職課を統合して、「学生支援課」を設置し、教育研究支援体制を強化した。

基準7. 管理運営

【判定】

基準7を満たしている。

【判定理由】

稚内北星学園大学

大学の目的を達成するための管理運営体制は、理事会、評議員会、監事をもって構成している。理事会は、寄附行為に定められたとおりに構成され、適切に運営されている。

大学運営の危機的状況を打開するため、平成 19(2007)年 11 月「経営改善計画作成委員会」が学内に設置され、理事長は、非常勤から常勤（学長兼務）と変更するとともに、理事メンバーを地元地域から選任することとする改革を行った。

理事会構成が刷新された結果、理事会の開催は、平成 20(2008)年度以降ほぼ 2 か月に 1 回の割合で開催され、迅速な意思決定が行われるようになった。

現在実行中の「経営改善計画」については、理事長が招集する「教職員全体会議」において、教職員が協力して計画の実行に当たるなど、管理部門と教学部門の連携は適切になされている。

教育研究活動などについて点検・評価を行うため、「稚内北星学園大学自己点検評価に関する規程」を設け、「自己点検・自己評価委員会」を恒常的に置いている。「稚内北星学園大学自己点検評価報告書（2004～2005 年度）」及び今回の「自己評価報告書」はホームページ上で公開している。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

平成 20(2008)年度から、日本私立学校振興・共済事業団「私学経営情報センター」の指導のもと、「経営改善計画」を作成している。計画終了年度である平成 25(2013)年度末に教育研究活動のキャッシュフローを黒字化するため、入学定員の見直し、学生募集体制の強化、人件費を含めた管理経費の大幅な削減を実施し、経営状況の改善に向けて鋭意取り組んでいる。

入学者数の減少のため、大学の財政状況は厳しく、消費収支、資金収支とも、5 年連続赤字であり、人件費比率をはじめとする財務比率も良くない。何よりも稚内市の協力ののもと、全学一丸となって「経営改善計画」の達成に向けた努力が必要である。

会計処理は、学校法人会計基準に準拠しつつ、「学校法人稚内北星学園経理規程」に基づき、適切に行われている。

財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書などについては、大学の事務室に備え、閲覧に供するとともに、大学のホームページ上で公開している。

平成 22(2010)年度から、稚内市の広報誌「広報わっかない」の作成を毎年受託し、市行政との強力な連携のもとで稚内市の情報発信を行っている。

【改善を要する点】

- ・大学の財政状況は、消費収支ベース、資金収支ベースともに平成 17(2005)年度より平成 21(2009)年度まで 5 年間連続赤字であり、厳しい状況にある。学生数の増加、経費の削減、外部資金の導入などによる改善が必要である。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

大学は自然に恵まれた環境にあり、教育研究目的を達成するために必要な、校地、運動場、校舎などの施設設備は、十分に確保されている。また、それらの施設設備の維持、管理、校舎警備、防火設備の維持、管理及び空調設備の維持、管理なども概ね適切である。

校舎など施設設備の安全性についても、昭和 62(1987)年以降の建築物であり、新耐震基準にも適合している。

施設設備のバリアフリー化については、専用駐車場、自動ドア、階段の手すり、玄関スロープ、専用トイレが設置され、車椅子も配置しており概ね適切である。

また、全学生に対して、パソコンや学生研究室などが配分され、教育研究環境は十分整えられている。更に、学内のロビーやホールには、学生の休憩スペースとしてソファやテーブルが設置されており、アメニティに配慮した快適なキャンパス環境が整備されている。

【参考意見】

- ・本館の給排水設備をはじめ、あらゆる設備の更新時期に備え、費用計上も含めた長期改修・修繕計画の策定が望まれる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学図書館を一般市民に開放し、学生と同様の曜日・時間帯で利用可能であり、過去 3 年間、毎年約 1,000 人の利用者がある。講堂、体育館、教室、実習室などについても、校務に支障のない限り市民に貸出すこととしている。また、専任教員を稚内市の各種審議会や委員会の委員をはじめ、公的な性格を持つ団体の委員や稚内市内の高等学校講師として派遣している。

単位修得を伴わない「市民聴講生制度」を平成 20(2008)年度から開始し、日常の授業を広く開放している。平成 21(2009)年度からは、更に生涯学習センター及び「地域創造支援センター」を設置し、地域からの要望などを、教員、学生へ周知し、調整する地域参画の窓口を担っている。今後、学生確保のためにも、近隣大学や各種公的機関とのより密接な交流により、大学の存在をアピールする努力が期待される。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

大学は、いわゆる公設民営の高等教育機関であり、寄附行為や学則のもとに、社会的機関としての組織に関する諸規程を制定し、すべての業務はこれらの規程に則って実施されている。

個人情報の保護については、関係規程を制定するとともに、学長を委員長とする「個人情報保護委員会」を設置し、個人情報の保護の徹底に努めている。災害時・緊急時の危機管理についても、関係規程を制定し、学内における防災管理機構、防災予防及び防災教育、地域の関係機関との連携などを明示している。

開学以来、年 1 回「稚内北星学園大学紀要」を発行し、教育研究成果の公表を行っている。また、教員の新刊著書、講演などの紹介、報告をホームページ上で公開するとともに、広報誌「時報」に掲載している。

【参考意見】

- ・災害に備え、避難訓練の実施が望まれる。